

弁護士による旧優生補償金等請求サポート 事業に関するガイドライン

令和7年1月

こども家庭庁

目 次

1. はじめに	1
2. 旧優生補償金等請求サポートの対象となる方.....	2
3. サポート弁護士名簿への登録等.....	3
4. 都道府県によるサポート弁護士の選定	5
5. 請求サポート業務の実施	7
6. 請求サポート業務実施後の報告、報酬等支払.....	10

1. はじめに

- 昭和23年に制定された旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてこられました。これに対し、真摯に反省するとともに、心より深く謝罪申し上げます。
- 令和6年7月3日の最高裁判決において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、当該規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法上違法であり、国の損害賠償責任を認めるとする判決が言い渡されました。
- この最高裁判決を受けて、令和6年10月8日には、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が議員立法により国会において全会一致で成立し、令和7年1月17日に施行される予定です。
本法律が制定されるに至った経緯や趣旨も十分に踏まえ、被害者の方々に補償金等の支給が着実に行われるよう、全力を尽くしてまいります。
- 一方で、被害者の方々に補償金等の支給を着実にやっていくためには、優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多く、また、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方の多くは障害のある方であることも踏まえ、請求を支援する体制の整備が必要不可欠です。
このため、今般、「弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業」を創設いたしました。
- 本ガイドラインは、日本弁護士連合会の協力も得て、「弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業」に参加するサポート弁護士の方の請求サポート業務の参考となるよう、請求サポート業務の具体的な内容や留意点等についてお示ししたものです。
- 本ガイドラインの活用により、被害者の方々に寄り添った請求サポート業務が全国で行われ、一人でも多くの被害者の方々が補償金等の請求につながるよう、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

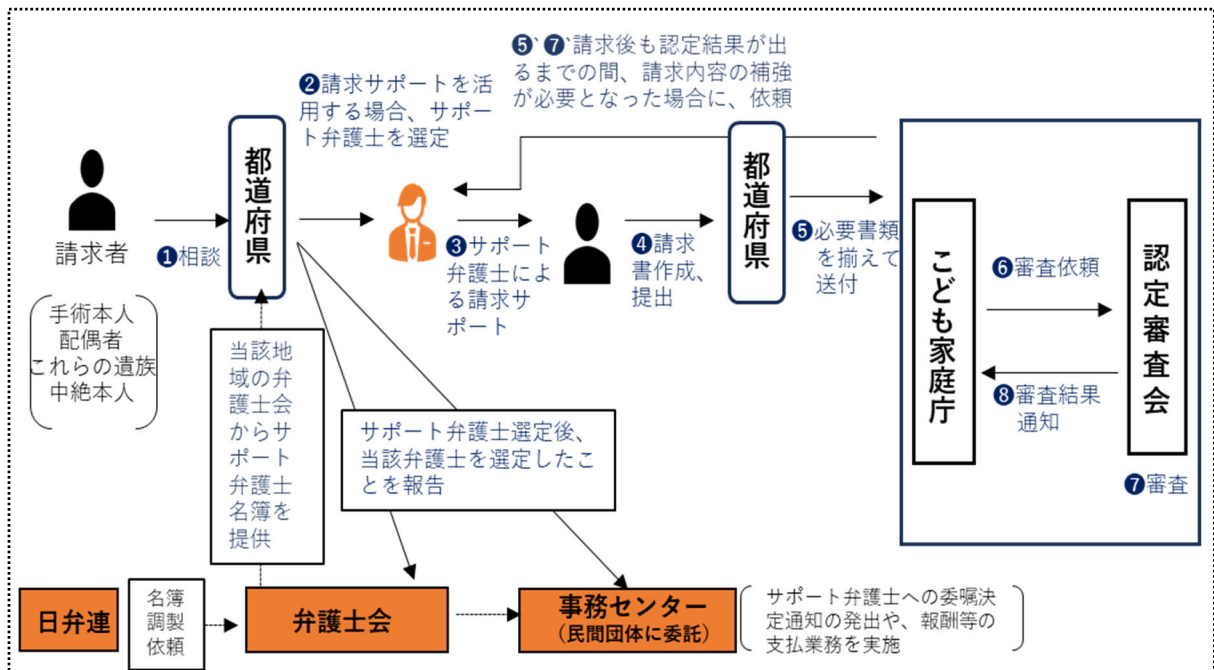
2. 旧優生補償金等請求サポートの対象となる方

○ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）に規定する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「旧優生補償金等」という。）の支給の請求をしようとする者及び旧優生補償金等の認定結果ができるまでの間に請求内容の補完を行おうとする者は、各都道府県の窓口で「弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業（以下「請求サポート事業」という。）」の利用を申し出ることができる。

○ なお、法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「一時金支給法」という。）に基づく一時金を既に受給した者若しくは当該者の特定配偶者又はこれらの者の遺族については、一時金支給法第5条第1項の一時金の認定を受けた実績をもって、補償金の認定を受けることが可能である。

このため、これらの者は、請求書に氏名、住所、振込口座等の必要最低限の内容を記入して請求することで補償金の支給を受けることが可能であるため、都道府県の窓口や弁護士会が主催する相談会などで、これらの者から相談を受けた場合には、請求サポート事業を案内する前に、まずは、その旨を伝えること。

（参考）旧優生補償金等請求サポートの全体像



3. サポート弁護士名簿への登録等

(1) サポート弁護士の登録

- 各都道府県の弁護士会は、請求者の旧優生補償金等の請求をサポートする者（以下「サポート弁護士」という。）を名簿に登録する。弁護士会は、名簿登録に際しては、以下の点に留意する。
 - ① 日本弁護士連合会の実施する請求サポート事業に関する研修を受講していること
 - ② 過去10年以内に弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条第1項各号に掲げる懲戒を受けていないこと
 - ③ 登録を希望するサポート弁護士に対して、請求サポート業務の実施に当たって本ガイドラインを遵守すること及び請求サポート業務を行っている案件について、請求サポート事業に基づき得られる報酬以外の報酬を受け取らないことを説明し、同意を得た上で名簿登録すること

- また、各都道府県の弁護士会は、サポート弁護士が都道府県から選定されたとき又は名簿登録を行うときに、上記の要件を満たすことについて、当該サポート弁護士から同意書を取得すること。

(2) サポート弁護士名簿の作成

- 各都道府県の弁護士会は、登録申請を受理した場合、(1)に従い、審査した上で登録を行うこととし、以下に掲げる事項を記載したサポート弁護士名簿を作成し、日本弁護士連合会、都道府県及び事務センターに提出すること。
各都道府県に名簿を提出する際、弁護士会は各都道府県との間で、名簿の運用（例えば、サポート弁護士の選定方法について、名簿の記載順に機械的に選定するのか、希望者の属性等を考慮して選定するのか（※）、選定にあたり弁護士会から意見を聴くかなど）について協議することが望ましい。
※ 例えば、登録順にするほか、希望者と同性の弁護士を優先して選定する等のルールが考えられる。
 - ① 氏名
 - ② 弁護士登録番号
 - ③ 事務所の名称、所在地及び連絡先

- サポート弁護士名簿への登録を希望する弁護士は、上記(1)①のとおり、原則、日本弁護士連合会が実施する研修を対面又はオンラインにより受講した上で、所属する弁護士会に対して、サポート弁護士名簿掲載事項を提出し、登録申請を行うこと。

(3) サポート弁護士の業務実施状況に関する苦情の問い合わせの受け付け

- 各都道府県の弁護士会は、弁護士の活動に関する苦情などを受け付ける「市民窓口」等において、請求サポート事業利用者又は各都道府県からの、サポー

ト弁護士の業務実施状況に関する苦情のお問い合わせを受け付けること。

(4) サポート弁護士への助言及び登録の抹消等

- 各都道府県の弁護士会は、(3)で受け付けた相談内容や都道府県や事務センターからの問い合わせ内容等を踏まえ、自らが登録したサポート弁護士について、サポート弁護士の業務実施の内容や方法が、本ガイドライン等に照らして不適切な事由が生じていると判断した場合には、各弁護士会の規則等に基づき、是正のための助言等（担当する利用者との契約解消を含む。）やサポート弁護士名簿の登録の抹消等の適切な対応を取ること。

4. 各都道府県によるサポート弁護士の選定

(1) 一般的な選定手続

- 各都道府県は、請求希望者から旧優生補償金等に関する相談があった際、原則、請求希望者に請求サポート事業を紹介すること。

また、請求希望者が本事業の利用を希望する場合には、各都道府県の弁護士会が提出したサポート弁護士名簿に基づき、同名簿に掲載されている弁護士の中から、サポート弁護士を選定すること。この場合、名簿の記載順に機械的に選定するのか、希望者の属性等を考慮して選定するのか（※）、選定にあたり弁護士会から意見を聴くかなどについて、事前に弁護士会と協議しておくことが望ましい。

※ 例えば、登録順にするほか、希望者と同性の弁護士を優先して選定する等のルールが考えられる。

- サポート弁護士の選定に際しては、サポート弁護士名簿に記載されている連絡先に連絡し、請求希望者の住所、連絡先、連絡方法、必要となる合理的配慮等を伝えた上で、対応の可否を確認すること。また、サポート弁護士は、都道府県からの選定に対して、合理的な理由なく拒否又は過怠しないこと。

対応可の場合には、請求希望者にサポート弁護士を紹介し、後日、サポート弁護士から連絡があることを伝達すること。

対応不可の場合には、各都道府県の弁護士会との間で確認した運用に基づき、次順位のサポート弁護士に連絡を取り、対応の可否を確認すること。

確認の結果、対応可能なサポート弁護士がない場合には、近隣の都道府県の弁護士会の協力を得て、他の都道府県からサポート弁護士を派遣できることがあるため、まずは、都道府県内の弁護士会に相談すること。

- なお、都道府県は、請求希望者が本事業の利用を希望した場合は、本事業の実施に当たり必要な範囲で、請求希望者に係る情報を本事業の関係者（都道府県、サポート弁護士、都道府県弁護士会、日本弁護士連合会、こども家庭庁、事務センター）間で共有することについて説明し、同意を得ること。

(2) 継続選定

- 請求希望者が各都道府県に相談する前に、既に旧優生補償金等の請求について相談している弁護士がおり、かつ、当該弁護士がサポート弁護士名簿に登録されている場合には、各都道府県は、一般的な選定手続きの例外として、請求希望者が当該弁護士からの請求サポートを希望する場合は当該弁護士をサポート弁護士として選定することができる。

この場合、当該弁護士は、事前に自身が所属する弁護士会及び請求希望者が居住する都道府県に、継続選定の案件について請求サポート業務を引き受ける予定である旨を連絡しておくこと。

なお、継続選定により請求サポート業務を行う案件について、都道府県から

の選定を受ける前に実施した請求サポート業務についても請求サポート事業の報酬の対象とすることはできるが、請求サポート事業に基づき得られる報酬以外の報酬は受け取れないことに留意すること。

(3) 複数選定

- 都道府県は、サポート弁護士からの申し出に基づき各都道府県の弁護士会に協議を行い、各都道府県の弁護士会が、当該サポート弁護士が選定された事案の困難性を考慮し当該サポート弁護士単独での請求サポート業務が困難と認めた場合には、追加のサポート弁護士を1名選定することができる。

(4) 報告

- 各都道府県は、サポート弁護士を選定した場合（(2)により継続選定をする場合や、(3)により追加のサポート弁護士を1名選定した場合も含む。）には、サポート弁護士を選定した日や選定したサポート弁護士名を事務センター及び弁護士会に報告すること。

なお、(2)により継続選定する場合に、サポート弁護士が他の都道府県の弁護士会に所属する場合は、報告する弁護士会は他の都道府県の弁護士会となること。また、当該弁護士会は、都道府県に対して、サポート弁護士名簿に記載されている当該弁護士の情報を提供すること。

(5) サポート弁護士に対する委嘱手続

- 事務センターは、各都道府県から(4)の報告を受けた場合は、速やかに選定されたサポート弁護士に対する委嘱決定通知の発出その他の委嘱手続を実施する。また、当該通知の写しを当該都道府県及び弁護士会に共有する。

5. 請求サポート業務の実施

- 委嘱を受けたサポート弁護士は、請求者に連絡を取り、請求書の作成支援や、陳述書の作成、資料の調査等の請求サポート業務を開始すること。
なお、請求者に連絡を取るに当たり、手話通訳者の同行が必要な場合には、手話通訳者の同行費も本事業の支給対象としているため、手話通訳者を手配して差し支えないこと。
- また、旧優生補償金等の審査方針については、旧優生保護法補償金等認定審査会において決定されることになるが、法第9条第7項において「旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。」とされている。
その上で、法の立法過程の議論において、具体的な認定基準について、一時金支給法の認定基準と同様に「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を認定基準とし、柔軟かつ公正な判断を行うことという方向性が示されており、サポート弁護士は、これらの認定基準を念頭に、サポート業務を実施すること。
- 実施する各サポート業務の内容は以下のとおり。

(1) 請求書の作成支援や陳述書の作成

- 請求者本人から優生手術や人工妊娠中絶を受けるに至った経緯等について聞き取り、請求書や陳述書に具体的に記述すること。
- 加えて、請求者本人の請求内容を補強するために、請求者本人以外の方からの陳述書を作成することが望ましいこと。
- 請求書や陳述書を記載するに当たって聞き取りする際のポイントは、例えば、次のとおりであること。
 - ・ 障害の有無。障害がある場合には、それをいつ頃認識したか。
 - ・ 優生手術や人工妊娠中絶を受けた年齢、医療機関名
 - ・ 優生手術や人工妊娠中絶時の状況（術式、手術部位、術後の経過）
 - ・ 優生手術や人工妊娠中絶に至った経緯
 - ・ こどもの有無。こどもがいる場合には、そのこどもの障害の有無。
 - ・ （特定配偶者のうち優生手術の前日までの間に、優生手術を受けることを原因として離婚した者の場合）離婚に至った経緯

(2) 資料の調査

- 優生手術や人工妊娠中絶を受けたことを客観的に証明する資料を添付することが望ましいこと。
本事業においても、請求者の委任を受け、請求者に代わって関係機関に資料の有無を照会することが可能であること。発見される資料として、例

えば次のようなものが考えられるため、請求者の意向を踏まえ、請求内容を証明する資料の調査を行うこと。

- ・ 優生手術実施報告書（票）、優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生保護審査会関係の資料等の優生手術の実施を直接証する資料
- ・ 優生手術台帳等の都道府県が個別に作成した資料
- ・ 優生手術申請書の写しや診療録等の医療機関が保有する資料
- ・ 福祉施設入所時の手術実施記録や入所記録等の障害者福祉施設が保有する資料
- ・ 更生相談所や女性相談支援センター（旧婦人相談所）、福祉事務所等での相談記録、面談記録
- ・ ハンセン病療養所に保管されている同意書、結婚届、入所記録
- ・ 人工妊娠中絶申請書、人工妊娠中絶手術適否決定通知書等の人工妊娠中絶の実施を直接証する資料（昭和27年5月27日（優生保護法の一部を改正する法律（昭和27年法律第141号の施行）より前に限る）
- ・ 死亡票、死産届、死産証書及び死体検案書（※）

※ 妊娠12週以降の死産は、医師が発行する死産証書又は死体検案書を添付の上で、市町村への死産届の提出が義務付けられていた。また、これらの提出があったときは、市町村において死亡票を作成した上で、保健所に提出することとされていた。

- また、法第7条（法第14条及び第19条において準用する場合を含む。以下同じ。）において、都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書の調査や当該都道府県の職員からの聴取を行い、その結果を内閣総理大臣に報告することとされている。

加えて、法第7条において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設、児童福祉施設その他の関係機関に対して、当該関係機関が保有する文書の調査や当該関係機関の職員からの聴取を行い、その結果を報告するよう求めることとされている。

本事業の利用をもって、請求書の提出があったものとみなし、請求者からの情報を踏まえて、都道府県知事が法に基づく調査等を行うことも可能であることとする。

このため、効率的に請求サポートを行う観点から、例えば、

- ① 本事業の利用の申込みがあった時点で、都道府県知事は法に基づき、その都道府県の保有する文書の調査を開始し、
- ② サポート弁護士が並行して、請求者への聞き取りを行い、請求者の委任を受け、関係機関に資料の有無を照会する

といった役割分担をした上で、資料の調査等を行うことも可能であることから、事案や照会先に応じて、都道府県の担当者と連絡を取りながら対応すること。

- 都道府県知事が法に基づき収集した資料等については、請求書等を作成する際の参考となることが考えられるため、請求者の希望があれば、提供することが可能であること。

また、これに関して、サポート弁護士が資料の有無の照会に係る請求者の委任を受ける際に、請求書本人に代わり、都道府県知事が法に基づき収集した資料等を受領することについても委任を受けることで、サポート弁護士は当該資料等を受領することが可能であること。

(3) 診断書の取得

- 優生手術を受けたことについての医師の診断書を添付することが望ましいこと。一方で、医師に手術痕を見せることにつき心理的ストレスが大きく医療機関の受診が困難な場合には提出を求めないこととして差し支えないとしている。

このため、本事業においては、請求者の意向を踏まえ、医療機関の受診を促すことが望ましいこと。

(4) 証明書類の取得

- 補償金を遺族が請求する場合には、優生手術を受けた者や特定配偶者との関係及び先順位の者がいないことを証明する資料として、戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本や戸籍（除籍）全部事項証明書を添付する必要がある。

また、特定配偶者が補償金を請求する場合にも、優生手術を受けた方の配偶者である（であった）ことを証明する資料として、戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本や戸籍（除籍）全部事項証明書を添付する必要がある。

本事業においても、請求者の委任を受け、請求者に代わって戸籍謄本などの資料を公的機関に請求することが可能であるため、請求者の意向を踏まえ、請求者に代わって、証明書類を取得すること。

なお、一時金支給法と同様に、戸籍謄本等を請求者において添付できないやむを得ない事情がある場合に、都道府県は市町村に対して無料で戸籍謄本等の交付請求が行うことが可能であり、これにより取得した戸籍謄本等を請求者及びサポート弁護士に交付することも可能であること。

6. 請求サポート業務実施後の報告、報酬等支払

- 請求者が都道府県への請求手続を終える等により請求サポート業務が終了したとき(※1、2)は、サポート弁護士は事務センターや都道府県、弁護士会に報告すること(※3)。なお、請求サポート業務が月をまたぐ場合には、各月におけるサポート業務の進捗状況を翌月10日までに事務センターや都道府県、弁護士会に経過報告すること。
 - (※1) 請求サポート業務の終了時点は、「都道府県がサポート弁護士から請求書を受領しこども家庭庁への進達を完了したとき」、又は「請求者が対象者とならないことが判明したこと等により、請求手続の支援を終了したとき」を基本とする。なお、都道府県は、こども家庭庁への進達を完了したときは、サポート弁護士にその旨の報告を行い、サポート弁護士はそれをもって、業務終了の報告を行うこと。
 - (※2)(※1)による業務終了後、こども家庭庁の審査会において、追加の資料の提出等の対応を求められた場合には、当該サポート弁護士による請求サポート業務を再開することができる。この場合、都道府県は、事務センター、弁護士会に、サポート弁護士の業務が再開された旨の報告を行うこと。
 - (※3)(※2)により業務を再開した弁護士は、再開業務の終了後、あらためて事務センターや都道府県、弁護士会に業務終了の報告を行うこと。

- 事務センターに報告(月をまたぐ場合の各月ごとの経過報告を含む。)する際は、サポートに要した時間や交通費・手話通訳者の同行費、報酬の振り込み先の情報等を記載した「請求サポート業務に関する報告書」に必要な証憑資料を添付して報酬等を請求すること。
 - なお、4(3)の複数選定によりサポート弁護士を2名選定した場合は、それぞれのサポート弁護士から報告及び請求を行うこと。

- 事務センターは、報告及び請求(月をまたぐ場合の各月ごとの経過報告及び請求を含む。)を受けた後、サポート内容を確認の上、サポート弁護士に対して報酬や実費を支払うこと。その後、事務センターはこども家庭庁に対して、各月ごとに業務の実施状況や報酬等の支払状況を報告すること。

(1) 報酬等について

- 次の費用が対象となること。
 - ① 1時間当たり報酬単価
 - 0から10時間まで 15千円/時間
 - 10時間を超える時間 10千円/時間
 - ※ 上限なし。
 - ※ 移動に要した時間も算入可能。
 - ※ 4(2)の継続選定により請求サポート業務を行う案件については、都道府県からの選定を受ける前に実施した請求サポート業務に要した時間

も算入可能。ただし、請求サポート事業に基づき得られる報酬以外の報酬は受け取れないことに留意すること。

- ※ 1時間に満たない時間については、15分単位で按分して算入可能。
- ※ 後見人等に選定された方に対しての請求サポートも対象となること。ただし、請求サポートとは関係しない後見人業務の時間は対象とならないこと。
- ※ 1件当たりの報酬単価であり、月をまたいで業務を実施した場合も累計の業務時間を基に報酬単価を適用し算出すること。ただし、4（3）の複数選定によりサポート弁護士を2名選定した場合には、追加した1名に対して、当該弁護士の業務時間（上限20時間）に応じて、1時間当たり5千円で算定された報酬額を支払うこと。

②実費

- ・ 交通費、手話通訳者の同行費、資料取寄費用等が対象となること。
- ・ 成年後見等の申立に係る費用や後見人等の報酬は対象とならないこと。
- ・ 実費については、4（3）の複数選定によりサポート弁護士を2名選定した場合には、当該2名の弁護士それぞれで要した実費額を対象とすること。